

鳥取県告示第165号

鳥取県土地利用基本計画を平成21年3月19日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地利用基本計画図中、倉吉市、岩美町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、大山町及び伯耆町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに倉吉市総合政策室、岩美町自立推進課、湯梨浜町企画課、三朝町地域振興課、北栄町産業振興課、大山町企画情報課及び伯耆町地域再生戦略課に備え置いて縦覧に供する。）